

# 資料編 計画策定のあゆみ

## 1 西尾市観光基本計画策定委員会

### (1) 策定委員会設置要綱

#### 西尾市観光基本計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 西尾市の観光の方向性を示すとともに、これらを継続的に推進するための指針となる西尾市観光基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、西尾市観光基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画を推進するために必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 観光関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 農業・漁業・商業関係団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、交流共創部観光文化振興課において処理する。

##### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

属性	団体名	団体役職名	氏名	備考
大学・研究機関	名古屋学院大学	教授	古池 嘉和	委員長
観光関係	西尾市観光協会	会長	鳥山 欽示	副委員長
	吉良温泉観光組合	組合長	尾崎 実	
	佐久島観光の会	会長	中村 眞由美	
	フロンティア西尾	理事長	山本 裕充	
農業・漁業・ 商業関係	西尾商工会議所	会頭	小田井 博茂	
	西尾茶協同組合	代表理事組合長	本田 忠照	
	一色うなぎ漁業協同組合	代表理事組合長	山本 浩二	
	三河一色えびせんべい組合	組合長	尾崎 廣喜	
	西三河農業協同組合	代表理事組合長	齋藤 種治	
行政	西尾市	交流共創部長	石川 孝次	
アドバイザー	西尾市	政策専門委員	杉戸 厚吉	
	西尾市	経営改革専門委員	榎野 孝和	

## (3) 開催スケジュール

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年7月7日(金)	第2次西尾市観光基本計画の策定について 西尾市の観光を取り巻く現状と課題 第2次西尾市観光基本計画の骨子について
第2回	令和5年11月24日(金)	第2次西尾市観光基本計画素案について (基本理念と目標、施策の展開方向について 意見交換)
第3回	令和6年1月22日(月)	第2次西尾市観光基本計画素案について (リーディングプロジェクトと計画のとりまとめに 向けた意見交換、内容の合意)
パブリックコメントの実施:令和6年2月5日(月)~令和6年3月5日(火)まで		

## 2 策定体制

